

2016年10月

発行登録追補目論見書



クレディ・スイス・エイ・ジー

クレディ・スイス・エイ・ジー

2023年11月2日満期

インド・ルピー建社債(円貨決済型)

- 売出人 -

エイチ・エス証券株式会社

(注) 発行会社は、平成 28 年 9 月 23 日付で「クレディ・スイス・エイ・ジー 2018 年 10 月 22 日満期 2 銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社・日東電工株式会社)」の売出しについて、平成 28 年 9 月 28 日付で「クレディ・スイス・エイ・ジー 2026 年 11 月 2 日満期 任意償還条項付 円建固定利付社債」の売出しについて、平成 28 年 9 月 30 日付で「クレディ・スイス・エイ・ジー 2017 年 10 月 31 日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (日産自動車株式会社)」の売出しについて、平成 28 年 10 月 4 日付で「クレディ・スイス・エイ・ジー 2021 年 11 月 2 日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

本社債はインドルピーをもって表示され、元利金の額もインドルピーで表示されますが、その支払は、一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

本社債の利息及び償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の利息又は償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

本社債は、1933 年合衆国証券法 (その後の改正を含む。以下「合衆国証券法」といいます。) に基づいて登録されておらず、かつ今後も登録されず、合衆国証券法による登録免除の適用を受ける一定の取引以外の場合には、合衆国において、または合衆国人に対して、その計算でまたはその利益のために、これを募集しまたは売付けることはできません。ここでの用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S に定める意味を有します。(下記はその英文です。)

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”) and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

この特記事項の直後に挿入される無登録格付に関する説明書は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社のみ責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行体はこれらの書類につき一切責任を負いません。

本説明書は売出人によって作成されたもので、便宜上本目論見書に組入れられています。  
したがって、発行者作成に係る本目論見書の内容を構成するものではありません。

## 無登録格付けに関する説明書

**エイチ・エス証券株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 35 号

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## <ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク>

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## <S & P グローバル・レーティング>

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社  
(金融庁長官(格付)第5号)

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ  
(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」  
(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 28 年 5 月 16 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## <フィッチ・レーティングス>

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社  
（金融庁長官（格付）第7号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

**【表紙】**

**【発行登録追補書類番号】** 26-外 40-110

**【提出書類】** 発行登録追補書類

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成 28 年 10 月 7 日

**【会社名】** クレディ・スイス・エイ・ジー  
(Credit Suisse AG)

**【代表者の役職氏名】** マネージング・ディレクター  
クリスチャン・シュミット  
(Christian Schmid, Managing Director)

**【本店の所在の場所】** スイス チューリッヒ CH-8001  
パラデプラッツ 8 番地  
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 平 川 修

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 福 田 淳  
弁護士 野 原 新 平  
弁護士 熊 野 則 広

**【連絡場所】** 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】** 社債

**【今回の売出金額】** 130,000,000 インド・ルピー (円貨換算額 201,500,000 円)  
(上記円換算額は 1 インド・ルピー=1.55 円の換算率 (2016 年 10 月 5 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値) による。)

**【発行登録書の内容】**

提出日	平成 26 年 11 月 6 日
効力発生日	平成 26 年 11 月 14 日
有効期限	平成 28 年 11 月 13 日
発行登録番号	26-外 40
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外 40-1	平成 26 年 11 月 17 日	486,100,000 円		該当事項なし
26-外 40-2	平成 26 年 11 月 28 日	500,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-3	平成 26 年 11 月 28 日	500,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-4	平成 26 年 12 月 5 日	510,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-5	平成 26 年 12 月 10 日	6,225,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-6	平成 26 年 12 月 11 日	1,250,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-7	平成 26 年 12 月 12 日	300,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-8	平成 26 年 12 月 12 日	500,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-9	平成 26 年 12 月 12 日	500,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-10	平成 26 年 12 月 26 日	400,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-11	平成 27 年 1 月 9 日	3,107,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-12	平成 27 年 1 月 9 日	4,513,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-13	平成 27 年 1 月 15 日	2,660,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-14	平成 27 年 1 月 15 日	400,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-15	平成 27 年 1 月 16 日	450,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-16	平成 27 年 3 月 4 日	305,600,000 円		該当事項なし
26-外 40-17	平成 27 年 3 月 6 日	600,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-18	平成 27 年 3 月 6 日	1,560,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-19	平成 27 年 3 月 10 日	500,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-20	平成 27 年 3 月 17 日	850,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-21	平成 27 年 3 月 17 日	610,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-22	平成 27 年 3 月 19 日	600,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-23	平成 27 年 3 月 23 日	544,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-24	平成 27 年 3 月 27 日	710,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-25	平成 27 年 4 月 1 日	6,120,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-26	平成 27 年 4 月 1 日	8,141,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-27	平成 27 年 4 月 1 日	5,115,000,000 円		該当事項なし
26-外 40-28	平成 27 年 4 月 10 日	610,000,000 円		該当事項なし

26-外 40-29	平成 27 年 4 月 10 日	780,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-30	平成 27 年 5 月 1 日	500,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-31	平成 27 年 5 月 15 日	1,940,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-32	平成 27 年 5 月 19 日	13,686,785,000 円	該当事項なし
26-外 40-33	平成 27 年 5 月 20 日	8,000,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-34	平成 27 年 5 月 25 日	500,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-35	平成 27 年 5 月 29 日	1,250,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-36	平成 27 年 6 月 1 日	513,500,000 円	該当事項なし
26-外 40-37	平成 27 年 6 月 12 日	197,500,000 円	該当事項なし
26-外 40-38	平成 27 年 6 月 16 日	1,345,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-39	平成 27 年 6 月 16 日	550,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-40	平成 27 年 6 月 19 日	443,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-41	平成 27 年 7 月 2 日	367,200,000 円	該当事項なし
26-外 40-42	平成 27 年 7 月 3 日	600,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-43	平成 27 年 7 月 3 日	600,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-44	平成 27 年 8 月 6 日	271,200,000 円	該当事項なし
26-外 40-45	平成 27 年 8 月 7 日	935,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-46	平成 27 年 8 月 7 日	400,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-47	平成 27 年 8 月 14 日	252,060,000 円	該当事項なし
26-外 40-48	平成 27 年 8 月 19 日	1,500,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-49	平成 27 年 8 月 20 日	179,415,000 円	該当事項なし
26-外 40-50	平成 27 年 8 月 21 日	640,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-51	平成 27 年 8 月 25 日	186,420,000 円	該当事項なし
26-外 40-52	平成 27 年 8 月 26 日	179,800,000 円	該当事項なし
26-外 40-53	平成 27 年 8 月 26 日	298,900,000 円	該当事項なし
26-外 40-54	平成 27 年 9 月 1 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-55	平成 27 年 9 月 2 日	1,039,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-56	平成 27 年 9 月 10 日	940,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-57	平成 27 年 9 月 11 日	395,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-58	平成 27 年 9 月 15 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-59	平成 27 年 9 月 15 日	1,000,000,000 円	該当事項なし

26-外 40-60	平成 27 年 9 月 17 日	200,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-61	平成 27 年 10 月 1 日	200,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-62	平成 27 年 10 月 1 日	261,690,000 円	該当事項なし
26-外 40-63	平成 27 年 10 月 6 日	470,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-64	平成 27 年 11 月 6 日	2,819,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-65	平成 27 年 11 月 6 日	2,065,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-66	平成 27 年 11 月 6 日	389,880,000 円	該当事項なし
26-外 40-67	平成 27 年 11 月 6 日	680,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-68	平成 27 年 11 月 6 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-69	平成 27 年 11 月 9 日	3,600,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-70	平成 27 年 11 月 13 日	246,157,730 円	該当事項なし
26-外 40-71	平成 27 年 11 月 18 日	315,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-72	平成 27 年 11 月 26 日	1,406,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-73	平成 27 年 12 月 1 日	5,000,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-74	平成 27 年 12 月 10 日	681,265,200 円	該当事項なし
26-外 40-75	平成 27 年 12 月 18 日	200,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-76	平成 28 年 1 月 12 日	3,171,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-77	平成 28 年 1 月 15 日	359,130,000 円	該当事項なし
26-外 40-78	平成 28 年 1 月 25 日	800,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-79	平成 28 年 2 月 15 日	270,964,650 円	該当事項なし
26-外 40-80	平成 28 年 2 月 15 日	695,200,000 円	該当事項なし
26-外 40-81	平成 28 年 2 月 15 日	153,020,000 円	該当事項なし
26-外 40-82	平成 28 年 2 月 16 日	663,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-83	平成 28 年 2 月 18 日	293,200,000 円	該当事項なし
26-外 40-84	平成 28 年 2 月 24 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-85	平成 28 年 3 月 1 日	504,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-86	平成 28 年 3 月 2 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-87	平成 28 年 3 月 4 日	256,950,000 円	該当事項なし
26-外 40-88	平成 28 年 3 月 4 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-89	平成 28 年 3 月 16 日	200,000,000 円	該当事項なし
26-外 40-90	平成 28 年 4 月 6 日	1,400,000,000 円	該当事項なし

26-外 40-91	平成 28 年 4 月 8 日	2,693,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-92	平成 28 年 4 月 18 日	145,800,000 円	該当事項なし	
26-外 40-93	平成 28 年 4 月 20 日	312,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-94	平成 28 年 4 月 20 日	1,500,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-95	平成 28 年 4 月 25 日	850,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-96	平成 28 年 5 月 31 日	273,600,000 円	該当事項なし	
26-外 40-97	平成 28 年 5 月 31 日	300,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-98	平成 28 年 6 月 10 日	200,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-99	平成 28 年 6 月 21 日	385,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-100	平成 28 年 7 月 4 日	235,170,000 円	該当事項なし	
26-外 40-101	平成 28 年 7 月 8 日	1,565,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-102	平成 28 年 7 月 19 日	2,200,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-103	平成 28 年 8 月 10 日	777,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-104	平成 28 年 8 月 12 日	5,677,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-105	平成 28 年 9 月 6 日	1,160,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-106	平成 28 年 9 月 28 日	1,410,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-107	平成 28 年 9 月 29 日	300,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-108	平成 28 年 10 月 3 日	500,000,000 円	該当事項なし	
26-外 40-109	平成 28 年 10 月 3 日	2,109,000,000 円	該当事項なし	
実績合計額		141,149,507,580 円	減額総額	0 円

**【残額】**

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

358,850,492,420 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

**【残高】**

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当事項なし

**【安定操作に関する事項】**

該当事項なし

**【縦覧に供する場所】**

該当事項なし

(注) 「インド・ルピー」とは、インド共和国の法定通貨を意味する。「円」又は「日本円」とは日本国の法定通貨を意味する。

## 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集要項 .....	1
第2 売出要項 .....	1
1 売出有価証券 .....	1
売出社債（短期社債を除く。） .....	1
2 売出しの条件 .....	3
第3 第三者割当の場合の特記事項 .....	21
第二部 公開買付けに関する情報 .....	22
第三部 参照情報 .....	23
第1 参照書類 .....	23
1 有価証券報告書及びその添付書類 .....	23
2 四半期報告書又は半期報告書 .....	23
3 臨時報告書 .....	23
4 外国会社報告書及びその補足書類 .....	23
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 .....	23
6 外国会社臨時報告書 .....	23
7 訂正報告書 .....	23
第2 参照書類の補完情報 .....	23
第3 参照書類を縦覧に供している場所 .....	24
第四部 保証会社等の情報 .....	24
金融商品取引法第5条第4項に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	25
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移 .....	27

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項なし

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2023年11月2日満期 インド・ルピー建社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	130,000,000インド・ルピー	売出価額の総額	130,000,000インド・ルピー
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100,000インド・ルピー
償還期限	2023年11月2日（以下「満期日」という。）（注2）（注3）		
利率	年率6.00%（注4）		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階	
利払日	2017年5月2日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの毎年5月2日及び11月2日（以下、それぞれ「利払日」という。）。利払日が営業日（以下に定義する。）でない場合、支払われるべき利息額の計算に関して利払日が調整されることはなく、支払を行う目的に限り、修正翌営業日調整（以下に定義する。）に従った調整が行われる。		
摘要	<p>(1) 信用格付</p> <p>本書日付現在、発行会社（以下に定義する。）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA2の、スタンダード&amp;プアーズ・クレジット・マーケット・サービスズ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&amp;P」という。）からAの、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&amp;P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&amp;P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、スタンダード&amp;プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社の</p>		

	<p>ホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<a href="https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx">https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx</a>）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&amp;プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<a href="http://www.standardandpoors.co.jp">http://www.standardandpoors.co.jp</a>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<a href="http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered">http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered</a>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<a href="https://www.fitchratings.co.jp/web/">https://www.fitchratings.co.jp/web/</a>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(2) その他          本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>
--	--

- (注1) 本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2016年8月23日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき発行会社によって2016年11月1日（以下「発行日」という。）に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。ユーロ市場で発行される本社債の額面総額は、上記の日本における売出券面額の総額と同額である。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。
- (注2) 満期日が営業日でない場合には、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。
- (注3) 本社債の満期償還金額は、額面金額100,000インド・ルピーにつき、満期日直前の参照為替レート決定日（以下に定義する。）の参照為替レート（以下に定義する。）で同額を円貨額に換算した額で、円貨により支払われる。詳細については、下記の「2 売出しの条件- 社債の要項の概要- 4. 償還及び買入 4.1 満期償還」を参照のこと。
- (注4) 本社債の利息額は、各利払日に関する参照為替レート決定日の参照為替レートで円貨額に換算した額で、円貨により支払われる。詳細については、下記の「2 売出しの条件- 社債の要項の概要- 3. 利息 3.1 固定利息」を参照のこと。

## 2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2016年10月11日から 同年10月28日まで	額面金額 200,000インド・ルピー以上 100,000インド・ルピー単位	なし	売出人の日本における 本店及び所定の営業所
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称		売出しの委託契約の内容		
該当事項なし		該当事項なし		

### 摘要

- (1) 本社債の日本における受渡期日は、2016年11月2日である。
- (2) 本社債のすべての申込人は2016年11月2日までに売出価格を日本円にて支払う。
- (3) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (4) 本社債は1933年合衆国証券法（以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

## 社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の代理人との間で締結された2016年6月27日付の代理契約（その後の修正、再表示又は補足を含み、以下「代理契約」という。）並びに発行会社が発行する社債に関して締結した2016年6月27日付の約款捺印証書（発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS捺印証書」という。）に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人（もしあれば）をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者（以下「本社債権者」という。）は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及びCS捺印証書の写しは、本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供される。

以下の社債の要項（以下「本要項」という。）は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

### 1. 様式、額面及び所有権

本社債は、無記名式で発行され（以下「無記名式社債券」という。）、額面金額は100,000インド・ルピーに相当する金額とする。

無記名式社債券は無記名式大券（以下「大券」という。）に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。

大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）（以下それぞれ「決済システム」という。）によって又はかかる決済システムのために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者（別の決済システムの名簿に記載されている限度で当該決済システムを除く。）（当該本社債について、以下「アカウント保有者」という。）（明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該本社債の額面金額についてアカウント保有者が発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。）は、当該本社債の当該額面金額又は利息（もしあれば）の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額又は利息の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又は決済システムのために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

## 2. 本社債の地位

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

## 3. 利息

### 3.1. 固定利息

本社債には2016年11月2日（以下「利息開始日」という。）（当日を含む。）から満期日（当日を含まない。）までの期間について、（以下に定める早期償還の対象とならない限り）額面金額に対して、年6.00%の利息が付される。当該利息は、利息開始日又は直前の利払日のいずれか該当する日（いずれも当日を含む。）から翌利払日（当日を含まない。）までの期間（以下、それぞれ「利息期間」という。）について、2017年5月2日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの毎年5月2日及び11月2日に半年分を後払いする。各利息期間は、本要項に従い関連する利払日に対して適用されるあらゆる調整に関係なく、当該利払日となる予定の日を開始又は終了（適宜）する。利払日が営業日でない場合、支払われるべき利息額の計算に関して利払日が調整されることはなく、支払を行う目的に限り、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。

「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨーク及びムンバイにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済を行っている、土日以外の日をいう。

「修正翌営業日調整」とは、利払日が営業日でない場合に当該利払日を翌営業日に延期し、延期によって翌暦月にずれ込むこととなる場合には、直前の営業日に繰り上げる調整方法をいう。

利息期間以外のすべての期間（以下「計算期間」という。）について、各本社債について支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本社債の額面金額に上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該計算期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

但し、上記の計算において、すべての数字は有効数字7桁まで四捨五入され、当該計算期間の日数は、当該計算期間の初日（当日を含む。）から当該計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。また、かかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入するものとする。

#### 利息額の決定

各利払日において額面金額100,000インド・ルピーの各本社債に関して支払われる利息額は、各利払日に関する参照為替レート決定日の参照レートをを用いた以下の算式に従い計算代理人によって決定される円貨額（1円未満を四捨五入する。）とする。

$$3,000.00 \text{インド・ルピー} \times \text{参照為替レート}$$

「参照為替レート」とは、各参照為替レート決定日に関し、1インド・ルピー当たりの円の数値として表示される、円/インド・ルピー為替レートをいい、以下の数式に従い計算代理人によって決定される。かかるレートは、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで求める。

$$\text{参照為替レート} = 100 \div \text{RBICレート}$$

「RBICレート」とは、参照為替レート決定日における午後1時30分（ムンバイ時間）頃にインド準備銀行が報告し、ロイタースクリーンページ“RBIC”（又はインド・ルピー/円為替レートを表示する目的で代替されるその他のページ若しくはサービス）において観測されるインド・ルピー/円為替スポット・レートであり、100円当たりのインド・ルピーの数値として表示される。

理由の如何を問わず、参照為替レート決定日にRBICレートが取得できない場合、計算代理人は、商業的に合理的な方法を用いて、当該参照為替レート決定日における参照為替レートをその単独かつ完全な裁量により決定する。また、参照為替レート決定日が予定外休日である場合、計算代理人は、商業的に合理的な方法を用いて、当該参照為替レート決定日における参照為替レートをその単独かつ完全な裁量により決定する。

「予定外休日」とは、ムンバイ営業日以外の日で、関連する参照為替レート決定日の2ムンバイ営業日前の午前9時（ムンバイ時間）過ぎまでに当該日が休日である旨が市場参加者に対し（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）公表されなかった日をいう。

「ムンバイ営業日」とは、ムンバイにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済を行っている日で、かつ一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している、土日以外の日をいう。

「参照為替レート決定日」とは、各利払日又は満期日の5営業日前の日をいう。但し、当該参照為替レート決定日から翌利払日又は満期日までの期間に予定外休日（計算代理人が決定する。）がある場合、参照為替レート決定日は調整されない。また、当該参照為替レート決定日が予定外休日である場合には、参照為替レート決定日は当該予定外休日の日とする。満期日に関する参照為替レート決定日は、最終の利払日の参照為替レート決定日と同一とする。

### 3.2. 利息の発生

支払が不適切に留保又は拒否されない限り、本社債についての利息の発生は、償還期限に終了し、支払が不適切に留保又は拒否された場合には、本第3項に定める方法で関連日（本要項第6項に定義する。）まで引き続き（判断の前後を含めて）利息は発生する。

## 4. 償還及び買入

### 4.1. 満期償還

下記の規定に従い満期日前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、満期日直前の参照為替レート決定日の参照為替レートを用いた以下の算式に従い計算代理人によって計算される円貨額（1円未満を四捨五入する。）（以下「満期償還金額」という。）で償還されるものとする。

$$100,000 \text{インド・ルピー} \times \text{参照為替レート}$$

### 4.2. 違法事由による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行、又は本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、方針若しくは要請（法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。）に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなる発行会社が誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて決定した場合（以下「違法事由」という。）、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外早期償還額で本社債を償還することができる。この場合、当該通知後に満期償還金額又は利息等のその他の金額の支払は行われぬ。

本第4.2項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社はその裁量により選択した償還期限より前の日において予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

「予定外早期償還額」とは、計算代理人がその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下の①ないし④の要素に基づいて決定される、償還の直前の本社債の価額に相当する円貨額（ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。）をいう。

- ① 本社債の満期までの残存期間
- ② 銀行間の貸付金利
- ③ 発行会社（又はその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利
- ④ 発行会社が関係すると考えるその他の情報（かかる償還の原因となった事由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。）

なお、以下の(A)及び(B)が適用される。

- (A) 予定外早期償還額は、かかる本社債についてヘッジのための取決めに解消、設定、再設定及び／又は調整した結果として発行会社及び／又はその関係会社が負担したか又は負担することとなる関連損失、経費又は費用（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて発行会社はその裁量により決定した金額とする。）を考慮して調整される。
- (B) 本要項第7項に従った償還の場合、予定外早期償還額の計算は、債務不履行事由（以下に定義する。）の直前の発行会社の財務状態は考慮しない（疑義を避けるために付言すると、当該金額を計算する際、発行会社は本社債に基づく自らの債務を完全に履行する能力があるものとみなされる。）。

#### 4.3. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる（但し、買入の場合は当該本社債が将来の利息の支払を受けるすべての権利とともに買入れられることを条件とする。）。

#### 4.4. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべき、利息を除くすべての金額を意味する。

### 5. 支払

#### 5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、日本円の主要な金融センターに所在する銀行に開設された円建口座への振り込みにより行われる。

#### 5.2. 債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの記録に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として表示された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

#### 5.3. 支払に対する法の適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令の対象となる。

#### 5.4. 代理人の任命

諸代理人は発行会社のみ代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代替りの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。

当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

#### 5.5. 商業銀行取引日以外の日

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。本項に限り、「商業銀行取引日」とは、①ロンドン、東京、ニューヨーク及びムンバイにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、②呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、満期日及び利払日については、上記「第2 売出要項 - 1 売出有価証券（注2）」及び本要項第3.1項に記載した各支払日に関する調整に服する。

## 6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払について、（a）当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は（b）当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

## 7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（「債務不履行事由」という。）が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより、当該本社債は、予定外早期償還額にて償還されるべきものとなる。但し、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

- (a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。
- (b) 発行会社が(i)支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合（法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。）、(ii)債務の全部若しくは重要な一部（若しくは特定の種類の債務）について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、(iii)適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、(iv)当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は(v)発行会社の債務の全部若しくは一部（若しくは特定の種類）に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本第7項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において、予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

## 8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク（スイスにおける課税に関するリスクを含む。）及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び／又は税務顧問に相談する必要がある。

### 8.1. スイスにおける課税

#### スイス源泉徴収税

現行のスイス税法及びスイス連邦税務局の現在の慣行に従い、スイス国外で行われる発行会社による本社債に関する支払、及び本社債の元本の返済は、発行会社がスイス国外の資金を使用することを条件に、スイス源泉徴収税の課税対象とはならない。

#### スイス付加価値税（以下「VAT」という。）

本社債の発行、譲渡（売買によるもの）、行使若しくは償還、又はそれらによる収益は、通常、スイスVATの課税対象ではない。但し、これに対し、各々の購入に係るVATは回収不能である。

### スイス連邦証券発行印紙税及びスイス連邦証券取引印紙税

現行のスイス税法及びスイス連邦税務局の現在の慣行に従い、本社債の発行は、スイス連邦証券発行印紙税及びスイス連邦証券取引印紙税の課税対象ではない。スイス連邦証券取引印紙税は、スイス税法上、その特有の性質により社債、株式又はファンドの類似商品として扱われる本社債に課される。かかる場合、スイス連邦印紙税法（Stempelabgabengesetz）第13条第3項に定義される国内証券業者（Effekthändler）が取引当事者であるか、又は取引の仲介業者として行為する場合には、流通市場における本社債の取引対価に対して税率0.3%を上限とするスイス連邦証券取引印紙税が課される。これは、スイス国外又はリヒテンシュタイン公国外で発行されていない（以下「国内発行」という。）ファンド類似商品が発行市場で取引される場合にも同様に適用される。本社債の行使又は償還に際して本社債権者に対して原有価証券が交付された場合、原有価証券の譲渡につき、国内発行の場合には0.15%を上限とし、またその他の発行の場合には0.3%を上限とするスイス連邦証券取引印紙税がそれぞれ課される可能性がある。但し、いずれの場合も、スイスの証券業者が取引の当事者であるか、又は取引の仲介業者として行為することを条件とする。とりわけ投資信託、スイス国外の上場会社及びそのスイス国外の子会社、スイス国外の生命保険会社並びにスイス国外の社会保障団体等の機関投資家には、一部免除が適用される場合がある。

### 税法上のスイス非居住者である投資家に対する所得税

現行のスイス税法上、スイス非居住者であり、当該課税年度中にスイス国内の恒久的施設を通じて行われている取引又は事業に従事しておらず、かつその他の理由によりスイスの所得税の課税対象外である本社債権者に対する本社債の利息の支払及び本社債の元本の返済には、スイスにおける連邦、州又は地方の所得税を課されることはない。また税法上、スイス居住者ではない投資家は、当該課税年度中に本社債の売却又は償還により実現される利益についても、スイスにおける連邦、州又は地方の所得税を課されることはない。

### 税法上のスイス居住者である個人が私有財産として保有する本社債に対する所得税

本社債を私有財産の一部として保有する個人が売却その他の処分により実現した損益（プライベート・キャピタルゲイン）は、原則として、所得税の課税対象ではなく、また課税所得の控除対象でもない。これは、スイス税法上、一部債務、一部オプションで構成される透明性を有するストラクチャード商品として取り扱われる、本社債権者が收受するオプション・プレミアムにも同様に適用される。

但し、本社債又は区別可能なその一部が社債に該当し、年利回りの大部分が一括払い（überwiegende Einmalverzinsung）で支払われる場合には、キャピタルゲインに所得税が課される可能性がある。かかる社債から生じる損失は、同一の課税年度中に類似商品により認識された利益から控除できる。

本社債から生じる所得のうち、上記のプライベート・キャピタルゲイン、払込金（株式類似商品の場合には額面金額）の返済又はオプション・プレミアム以外のものは、原則として課税対象となる。これはとりわけ、発行割引、返済プレミアム、その他の保証支払金（資本返済又はオプション・プレミアムを除く。）のいずれか又はこれらの組合わせに適用される。本社債権者は、原有価証券の配当、利息その他を理由に受領する金銭又は債権について所得税が課される場合がある。これは原ファンドから生じる金銭又は債権にも同様に適用される可能性がある。

## 税法上のスイス居住者である個人又は事業体が事業資産として保有する本社債に対する所得税

スイス課税対象である個人（頻繁な取引、負債金融又はその他の類似の基準に基づくみなし証券業者を含む。いわゆる Wertschriftenhändler）又は事業体の事業資産の一部である本社債に係る、事業目的上の実現損益は、それぞれ当該個人又は事業体の課税所得の一部として含まれるか、又は課税所得から控除される。

## EU貯蓄所得税

貯蓄所得の課税に関する欧州連合指令、スイスの協定：欧州連合（以下「EU」という。）は、利払による貯蓄所得の課税に関する指令（2003年6月3日付欧州指令2003/48/EC）（以下「本指令」という。）を採択した。本指令の下では、加盟国は、その他の加盟国の税務当局に対し、ある者から別の加盟国内の個人に対して支払われた利息その他の類似の収益の詳細を提供することが義務付けられる。但し、オーストリアの場合は、これに代えて、移行期間（又は同国が別途定める期間）の間源泉徴収税が課される。スイスを含む多くの第三国及び法域では、本指令と類似の措置を取った。2004年10月26日、欧州共同体及びスイスは、貯蓄所得の課税に関する協定を締結し、同協定に従ってスイスは、本指令と同等の措置を取った。

本協定に基づき、スイスは、支払代理人からEU加盟国内の居住者である個人に対するスイス国内における利払及びその他の類似の収益の支払に対し、源泉徴収税を導入した。現在の源泉徴収税率は35%であり、当該個人は、かかる源泉徴収に代えて、支払代理人に対し、当該EU加盟国の税務当局に支払の詳細を開示する権限を付与することを選択できる。利払の受益権者は、一定の条件を満たす場合、居住国内において源泉徴収税（もしあれば）の税額控除又は還付を受けることができる。

2015年5月27日、EU及びスイスは、プロトコルに調印し、既存のEU貯蓄課税協定を、世界基準に基づく金融口座情報の自動交換に関する協定へと改正とした。既存のEU及びスイス間の貯蓄課税協定は、2016年12月31日まで運用される。2017年1月1日以降、EU及びスイス（その他の国を含む。）の金融機関は、報告対象者（すなわちスイスの場合にはEU加盟国の居住者でもある者をいう。）に該当する顧客を特定するため、金融口座情報の自動交換に関する新たな協定で企図されるデュー・ディリジェンス手続を開始する。2018年までに、政府当局同士で金融情報を報告する予定である。

## 外国の最終源泉徴収税

スイス連邦参事会は、英国及びオーストリアとの間で、とりわけ最終源泉徴収税について定めた条約に調印した。条約は2013年1月1日に発効した。

条約に基づき、スイスの支払代理人は、とりわけスイスの支払代理人の勘定下にある資産又は同支払代理人に預託される資産（場合によりストラクチャード・ノート及び株式を含む。）から派生するキャピタルゲイン、利息及び配当を含む一定の所得項目について最終源泉徴収税を徴収する義務を負う。最終源泉徴収税は、かかるキャピタルゲイン及び所得項目について締約国の個人居住者が支払うべき通常所得税に代わるものである。最終源泉徴収に代えて、個人は、かかるキャピタルゲイン及び所得項目に関して各自の居住国の税務当局に対し自主的な情報開示を行うことを選択できる。

2017年1月1日以降、スイス（その他の国を含む。）の金融機関は、報告対象者（すなわちスイスの場合には英国及びオーストリアの居住者でもある者をいう。）に該当する顧客を特定するため、金融口座情報の自動交換に関する新たな協定で企図されるデュー・ディリジェンス手続を開始する。スイス及び英国又はオーストリア間でそれぞれ調印した最終源泉徴収税に関する条約は、2016年中に双方とも終了し、スイスの支払代理人は2017年までに最終源泉徴収税制度を適用する必要はなくなる見込みである。

## 8.2. 日本における課税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は、公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉所得税が課される（租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5及び6）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）、内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ）。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率が適用される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (v) 本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

### 8.3. 米国における課税

#### 代替配当金及び配当同等支払金

米国内国歳入法（以下「歳入法」という。）及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。適用ある米国との租税条約によって減額されない限り、かかる支払金には原則として米国の源泉徴収税が課される。歳入法上、「配当同等」支払金は、①有価証券貸借取引又は買戻条件付取引（レポ取引）に従って行われる代替配当金の支払であって、（直接又は間接的に）米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、②「指定想定元本契約」（以下「指定NPC」という。）に従って行われる支払であって、（直接又は間接的に）米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、並びに、③米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）が前記①及び②に記載の支払に実質的に類似するものと決定するその他の支払と定義される。

最終規則では、配当同等物とは、①有価証券貸借取引又は買戻条件付取引による原有価証券の配当金、②指定NPCによる原有価証券の配当金、③指定エクイティ・リンク商品（以下「指定ELI」という。）による原有価証券の配当金、及び④その他実質的に類似する支払金の支払を参照する支払であると規定されている。原有価証券とは、ある事業体に対する持分を有しており、米国財務省規則第1.861-3条によりかかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある場合において、かかる持分をいう。「NPC」とは、米国財務省規則第1.446-3条(c)に定義される想定元本契約をいう。エクイティ・リンク商品（以下「ELI」という。）とは、一つ又は複数の銘柄の原有価証券の価値を参照する（有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の）金融商品であり、これには先物契約、先渡契約、オプション、債務証書又はその他の契約による取決めが含まれる。「第871条(m)取引」とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引、指定NPC又は指定ELIをいう。

規則では、2017年1月1日より前に行われる支払について、NPCが以下の(a)ないし(d)のいずれかの条件に該当する場合に、指定NPCに該当するものと規定されている。(a) 契約の締結に関連して、契約のロング当事者がショート当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、(b) 契約の終了に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、(c) 原有価証券が、確立された証券市場で容易に取引できるものではない場合、又は(d) 契約の締結に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を担保として差し入れる場合。前記規則により指定NPCとして取り扱われるNPCは、2017年1月1日以降も指定NPCとして取り扱われる。

2017年1月1日以降に発行された取引に関して2017年1月1日以降に行われる支払については、(a) NPC又はELIが発行された時点において原有価証券に関するデルタが0.8以上であった「単純」NPC又は「単純」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとし、また(b) 発行時点において原有価証券に関する実質的同等性テストにより適格とされた「複雑」NPC又は「複雑」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとする。

「単純」NPC又は「単純」ELIとは、NPC又はELIのうち、各原有価証券に関して、①満期日、行使日又はその他の支払決定日における支払額又は受領額はすべて、当該原有価証券の適切な単一かつ固定の証券数を参照して計算され（但し、かかる証券数は、契約発行時に確定できる。）、かつ②契約には、単一の満期日又は行使日が定められており、かかる満期日又は行使日に支払われるすべての金額（前払金又は定期支払金を除く。）は、当該原有価証券に関して計算することが求められるものをいう。保有者が所定の契約満了日以前であればいつでも行使可能な場合であっても、契約に単一の行使日が定められていると言える。NPC又はELIのうち、支払額若しくは受領額が断続的に増額若しくは減額される旨の条件（デジタル・オプション等）又は満期を前倒し若しくは延長する旨の条件が含まれるものは、単純ELI又は単純NPCには該当しない。「複雑」NPC又は「複雑」ELIとは、それぞれ単純NPC又は単純ELIに該当しないあらゆるNPC又はELIを、それぞれいう。デルタとは、原有価証券数の公正市場価値の小さな変動に対する、当該契約の公正市場価値の変動の割合をいう。

暫定規則では、実質的同等性テストにより、複雑契約が参照する原有価証券の価格が仮に1標準偏差増加又は減少した場合における複雑契約の価値の変動を測定し、当該価値変動を、当該複雑契約をヘッジするために保有する株式持分について株価が1標準偏差増加又は減少した場合の価値変動と比較する。(a) 複雑契約の価値の変動と (b) そのヘッジ価値の変動との間の比例的差異が、①同一証券数に関する「基準単純契約」の価値の変動と②そのヘッジ価値の変動との間の比例的差異以下である場合、当該複雑契約は、原有価証券と実質的に同等であり、これに関する配当同等支払金は、源泉徴収の対象となる。「基準単純契約」とは、対象となる複雑契約と酷似している単純契約であり、当該複雑契約の発行時点でデルタが0.8であり、当該複雑契約により参照される適切な原有価証券を参照し、かかる原有価証券について当該複雑契約と同一の満期日であるものをいう。

NPC又はELIが単一銘柄の原有価証券に対する複数の参照を含む場合には、当該原有価証券に関するデルタを決定する際、当該原有価証券に対するすべての参照が考慮される。NPC又はELIが複数銘柄の原有価証券又はその他の資産を参照する場合には、各原有価証券に関するデルタは、その他の原有価証券又は資産を考慮せずに決定されなければならない。規則では、一定の基準を満たす適格指数について例外を設けている。また、規則では、原有価証券に関する配当金を明示的又は黙示的に参照しているかにかかわらず、支払金には配当同等支払金が含まれるものと規定されている。

2017年1月1日以降に発行された又は発行されたとみなされる有価証券（原指数のリバランス又は原バスケットの修正により2017年1月1日以降に発行されたとみなされるものを含む。）については、2017年1月1日以降に行われた支払の源泉徴収は、実際の配当金に基づくか、又は有価証券の発行日について書面による記載がある場合は、当該有価証券の価格決定に使用された配当見積額に基づき行われることとなる。実際の配当金について調整が行われた場合には、（配当見積額に加え）調整支払金が一証券当たりの配当額に追加される。取引が第871条(m)取引に該当する場合には、各配当同等物の金額に関する情報、行われる可能性のある第871条(m)取引のデルタ、源泉徴収及び預託された税額、配当見積額その他規則を適用するために必要な情報を、関連する発行条件書に添付するか、又はクレディ・スイスのウェブサイト上に掲載する。

適用ある効力発生日に従って、クレディ・スイス・エイ・ジーは、配当と実質的に同等な第871条(m)取引に関する支払又はみなし支払（適切である場合、購入価格の支払を含む。）の全部又は一部を配当同等物として取り扱う。配当同等物には、適用ある租税条約によって減額されない限り、また適切に作成されたIRSのフォームW-8（又はその他の必要書類）が提出されない限り、米国の源泉徴収税が課される。また、支払代理人又はその他の仲介業者は、クレディ・スイス・エイ・ジーがある本社債に関する支払又はみなし支払（適切である場合、購入価格の支払を含む。）の全部又は一部を配当同等物として取り扱わない場合でも、かかる支払を配当同等物として取り扱う場合がある。その場合、支払代理人又は仲介業者は、源泉徴収税が適用ある租税条約によって減額されない限り、また支払代理人又は仲介業者が条約上の恩恵を受けるための適切な書類を受領しない限り、かかる支払について源泉徴収を行う場合がある。一連の支払についていずれかの時点で源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは、源泉徴収される金額に関して追加額を支払う義務を負わない。

取引は組み合わせられて第871条(m)取引として扱われる場合があり、その場合、クレディ・スイス・エイ・ジーが配当同等物について源泉徴収を行うか否かにかかわらず、投資家が責任を負うこととなる。これらの最終規則及び暫定規則は、非常に複雑なものとなっている。したがって、非米国人の本社債権者は、これらの最終規則及び暫定規則が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及び本社債に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談するべきである。

## 外国事業体を通じて保有される本社債

一般的に「FATCA」と称される米国追加雇用対策法の特定の条項及びかかる条項に基づく規則に基づき、「外国金融機関」（同規則又は適用ある政府間協定に定義される。）（及び同機関が50%を超える持分を有する関係会社）に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、支払を受領する外国金融機関が当該機関（又は当該機関の関係会社）に口座を有するあらゆる米国人の身元を開示すること及びかかる米国人口座について年に一度、一定の情報を報告すること等に同意しない限り、30%の源泉徴収税が課される。「源泉徴収可能な支払」には、一般に、(1)米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得（以下「FDAP」という。）の支払、並びに(2)米国源泉の利息又は配当を生じる可能性のあるあらゆる資産の売却によるグロス収益が含まれる。また「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び外国パススルー支払をいう。かかる支払に対して30%の源泉徴収税が課されるのを回避するため、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の外国金融機関は、IRSに対して本社債権者に関する情報を報告することを義務付けられる場合がある。また、クレディ・スイス・エイ・ジーは、保有者が①関連する情報を提供しない場合、②情報報告義務の遵守に同意していない外国金融機関である場合、又は③かかる不適合外国金融機関を通じて直接又は間接に本社債を保有している場合、本社債に基づく支払の一部に対して源泉徴収を行うことを義務付けられる場合がある。FATCAは、実質的米国保有者の氏名、住所及び納税者識別番号を開示しない（又は実質的米国保有者を顧客に持たない旨を証明しない）一定の外国事業体に対して源泉徴収可能な支払を行う源泉徴収代理人に、30%の税率で源泉徴収を行うことを義務づけている。本社債に関する支払が米国内の源泉から発生したものと決定された場合には、これらに関して、クレディ・スイス・エイ・ジーは当該支払を源泉徴収可能な支払として取り扱う。また、支払代理人又はその他の仲介業者が本社債に関する支払金を米国源泉のものとして取り扱う可能性があるため、クレディ・スイス・エイ・ジーがFATCAに基づく源泉徴収の対象であると判断しない場合であっても、現在かかる源泉徴収の対象となっている場合がある。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

FATCAに基づく源泉徴収は、支払の受益者が米国人であるか否か又はその他の点で適用ある米国との租税条約により若しくは米国の国内法により源泉徴収税の賦課を免除される資格を有するにかかわらず、すべての源泉徴収可能な支払及び一定のパススルー支払に適用される。外国金融機関が支払の受益者である場合を除いて、かかる源泉徴収は、FDAPの支払について源泉徴収されるその他の税金に適用されるのと同様の手続及び制限に従って還付又は控除の対象となるが、支払の受益者が、当該受益者が米国保有外国事業体であるか否かを決定するため、またかかる事業体の実質的米国保有者の身元を決定するために必要であるとIRSが判断する情報を提出することが条件となる。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

上記規則及びIRS通達2015-66号に従って、また下記の例外規定が適用されるものの、FATCAに基づく源泉徴収は一般に、①源泉徴収可能な支払（上記の種類グロス収益及び当該規則に定義される「既存の債務」に関して行われる一定の支払を除く。）、②2018年12月31日後に行われる売却又は処分についての上記の種類グロス収益の支払、及び③2018年12月31日又は「外国パススルー支払」を定義した最終規則が公表された日のうちいずれか遅い方の日付後に行われる外国パススルー支払に対して適用される。前記にかかわらず、上記のFATCAの規定は、次のものには一般に適用されない。(a) 2014年7月1日時点で未払の（米国課税上、エクイティとして取り扱われる商品又は満期若しくは期間の定めがない商品以外の）債務（以下「適用除外債務」という。）、(b) 歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則に従って配当同等物を生じるものとして取り扱われることのみを理由に源泉徴収可能な支払を発生させる債務のうち、その種類の債務が最初に配当同等物を生じるものとして取り扱われた日付から6ヶ月が経過した日より前のいずれかの時点で未払である債務、並びに(c) 一つ又は複数の適用除外債務を保証する担保に関して支払を行うこと

を担保権者に要求する合意（担保自体は適用除外債務ではない場合も含む。）。したがって、投資家が外国金融機関又は外国事業体を通じて本社債を保有する場合、支払の一部に対して30%の源泉徴収税が課される場合がある。

### 米国連邦遺産税の取り扱い

個人が死亡時に本社債を保有していた場合、当該本社債に対して米国連邦遺産税が課される場合がある。米国外に居住していた保有者の総遺産には、米国内の財産のみが含まれる。保有者は、死亡時に本社債を保有していた場合の米国連邦遺産税の帰結について、各自の税務顧問に相談すべきである。

### バックアップ源泉徴収及び情報報告

本社債権者は、正確な納税者識別番号を提供しない場合、米国人本社債権者でないことを立証する所定の証明手続に従わず、若しくはその他の適用ある免除資格の証明を行わない場合、又はその他のバックアップ源泉徴収ルール of 適用要件を満たさない場合には、当該保有者に対する一定額の支払に関してバックアップ源泉徴収を課される場合がある。バックアップ源泉徴収は、付加税ではない。バックアップ源泉徴収ルールに基づく源泉徴収額については、米国連邦所得税債務からの控除を請求することができ、債務を超過する額については、必要情報を適時にIRSに対して提供した場合、還付を受けることができる。本社債権者は、自身に支払われた特定の金額に関してIRSへ情報を報告する義務を負う場合もある。但し、(1)適切に作成されたIRSのフォームW-8（又はその他の適格書類）を提出した場合、又は(2)その他適用除外を受けるための根拠を提示した場合を除く。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

## 9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件（最初の利息及びプレミアムの支払金額及び支払日並びに発行価格を除く。）で本社債を随時追加設定し、発行することができ（疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。）、これを本社債と統合し、1つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

## 10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知に関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は（本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合）書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、関連決済システムが当該目的のために認めた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによって、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

## 11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面金額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数（当該時点において本社債の未償還額面金額を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する2名以上の者とする。但し、当該集会の議事に（とりわけ）下記（a）ないし（g）の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面金額の75%以上（又は延会の場合は25%以上）を保有又は代表する2名以上の者とする。（a）本社債に関する支払日を変更すること、（b）本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、（c）本社債に関する利率を引き下げること、（d）本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、（e）本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、（f）特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は（g）社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する（当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。）。

代理契約には、本社債の未償還額面金額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は1つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

## 12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、（a）曖昧性を無くするため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため（但し、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。）、又は（b）明白な誤りを訂正するために、本要項の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

### 13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人：                    ロンドン支店を通じて行為する  
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン  
ロンドン E14 5AL  
カナダ・スクエア 1

財務代理人：                    ロンドン支店を通じて行為する  
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン  
ロンドン E14 5AL  
カナダ・スクエア 1

計算代理人：                    クレディ・スイス・インターナショナル  
ロンドン E14 4QJ  
カボット・スクエア 1

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び／又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。但し、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人による、本要項に基づく権限の範囲におけるすべての計算、決定及び裁量の行使（該当するものとして本要項に既に記載されているか否かは問わない。）は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行われるものとし、（それに伴い適用される規制上の義務がある場合には）適用される規制上の義務に従って、当該計算、決定及び裁量の行使により公正な取扱いが行われるかということに配慮した上で行われるものとする。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

#### 14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社（以下「代替会社」と総称する。）に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

- (a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから取得した格付以上の無担保長期債格付（若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付）を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。
- (b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項（必要な承諾を得ることを含む。）が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。
- (c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

以上に関して、「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

#### 15. 第三者

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

#### 16. 準拠法及び管轄

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下、総称して「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続を英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行わないことに同意し、英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本第16項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、1箇所以上の法域における法的手続の提起は、（同時か否かを問わず）他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

## **リスク要因及びその他の留意点**

本社債への投資は、下記に要約された信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、信用リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還金額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

### **発行会社の信用度に関するリスク**

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利/為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

### **本社債につき支払われる金額**

本社債の元利金は円貨で支払われるが、当該円貨額は各利払日又は満期日に関する参照為替レート決定日における参照為替レートによってインド・ルピー額を円貨額に換算したものであるため、参照為替レート決定日に有効な円/インド・ルピー間の為替レートにより変動する。そのため、円貨により投資を行った者は、本社債に対する円貨による投資額を全額回収することができない場合がある。

### **為替変動リスク**

本社債はインド・ルピー建てであるが、元利金は円貨で支払われるため、商品の性格上、元利金及び売却価格は、円/インド・ルピー間の為替レートの変動の影響を受ける。円/インド・ルピー為替相場は、外国為替市場の需給関係によって決定され、この需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢などのファンダメンタルズ、政治情勢、政府の市場介入姿勢、投機的・突発的要因など、さまざまな要因が重なりあって影響を受ける。これらの要因が円/インド・ルピー為替相場に影響を与え、本社債の価値を下げることもありうる。

### **本社債の流通市場の不存在**

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、参照為替レート、円金利市場、インド・ルピー金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

## カントリーリスク

本社債の元利金及び売却価格は、円／インド・ルピー間の為替レートの変動の影響を受ける。インド共和国は新興国であるため、一般的に主要先進国に比べて経済・政治・社会情勢、信用状況等の変化が起りやすく、情勢の急変などにより信用不安が高まり、金融市場が混乱し、市場規制が発動される場合がある。そのため、インド共和国のこれらの国情の変化（政治・経済・取引規制等）が本社債の元利金及び売却価格に悪影響を及ぼすことがある。

## 発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて本社債を購入することを希望する場合の価格（もしあれば）を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関する手数料並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

## 投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

## 本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人の間で利害が対立する場合がある。社債の要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場（他の契約上の関係や活動等）で利害関係を有することがある。計算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

## 租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成27年度）（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）  
平成28年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類  
事業年度（平成28年度中）（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）  
平成28年9月23日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当事項なし

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

#### 7【訂正報告書】

該当事項なし

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類の提出日（平成28年10月7日）までの間において生じた変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、本発行登録追補書類の提出日（平成28年10月7日）現在においてもその判断に変更はない。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

## 金融商品取引法第5条第4項に掲げる要件を 満たしていることを示す書面

会社名 : クレディ・スイス・エイ・ジー  
(Credit Suisse AG)

代表者の氏名および役職 : マネージング・ディレクター クリスチャン・シュミット  
(Christian Schmid, Managing Director)

1. クレディ・スイス・エイ・ジー（「当社」）は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成26年11月5日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額は100億円以上である。

(参考)

（平成25年12月10日（受渡日）の売出し）  
クレディ・スイス・エイ・ジー 2016年12月9日満期  
円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債  
券面総額又は振替社債の総額 4億円

（平成25年11月29日（受渡日）の売出し）  
クレディ・スイス・エイ・ジー 2015年11月27日満期  
期限前償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債  
券面総額又は振替社債の総額 13億円

（平成25年12月20日（受渡日）の売出し）  
クレディ・スイス・エイ・ジー 2016年12月20日満期  
期限前償還条項（トリガーステップダウン） ノックイン条項  
ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債  
券面総額又は振替社債の総額 18億6,000万円

（平成26年1月31日（受渡日）の売出し）  
クレディ・スイス・エイ・ジー 2017年1月30日満期  
期限前償還条項（トリガーステップダウン） ノックイン条項  
ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債  
券面総額又は振替社債の総額 33億8,000万円

（平成26年2月28日（受渡日）の売出し）  
クレディ・スイス・エイ・ジー 2015年2月27日満期  
早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（日本電気株式会社）  
券面総額又は振替社債の総額 13億4,300万円

（平成26年3月28日（受渡日）の売出し）  
クレディ・スイス・エイ・ジー 2017年3月28日満期  
期限前償還条項（トリガーステップダウン） ノックイン条項  
ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債

券面総額又は振替社債の総額

28 億円

合計額

110 億 8,300 万円

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1 事業内容の概要

クレディ・スイス銀行の目的は銀行業を営むことである。クレディ・スイス銀行の業務は、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービス及び取引活動を含んでいる。

クレディ・スイス銀行は、銀行、金融会社及びその他の種類の会社を設立することができる。クレディ・スイス銀行はまた、当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社の持分を保有し、経営を行うこともできる。さらに、クレディ・スイス銀行は、第三者にビジネス・サービスを提供するために当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社と合弁事業を行うこともできる。

クレディ・スイス銀行は、スイス国内及び国外で不動産を取得し、抵当権を設定し、不動産を売却することができる。

### 2 主要な経営指標等の推移

#### 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(12月31日現在)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
純収益 (百万スイス・フラン)	25,006 (2,793,170百万円)	22,976 (2,566,419百万円)	25,314 (2,827,574百万円)	25,589 (2,858,291百万円)	23,211 (2,592,669百万円)
継続事業からの利益 ／(損失) (百万スイス・フラン)	2,156 (240,825百万円)	1,414 (157,944百万円)	2,484 (277,463百万円)	1,662 (185,645百万円)	(3,377) ((377,211)百万円)
当期純利益／(損失) (百万スイス・フラン)	2,131 (238,033百万円)	1,374 (153,476百万円)	2,629 (293,659百万円)	1,764 (197,039百万円)	(3,377) ((377,211)百万円)
株主に帰属する当期純利益 ／(損失) (百万スイス・フラン)	1,230 (137,391百万円)	1,041 (116,280百万円)	1,960 (218,932百万円)	1,319 (147,332百万円)	(3,370) ((376,429)百万円)
資本金 (百万スイス・フラン)	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)
発行済普通株式総数(株)	43,996,652	43,996,652	4,399,665,200 (注1)	4,399,680,200	4,399,680,200
金庫株を除く発行済普通株式 総数(株)	43,996,652	43,996,652	4,399,665,200 (注1)	4,399,680,200	4,399,680,200
株主資本 (百万スイス・フラン)	30,386 (3,394,116百万円)	34,704 (3,876,437百万円)	39,467 (4,408,464百万円)	42,895 (4,791,372百万円)	43,406 (4,848,450百万円)
資産合計 (百万スイス・フラン)	1,034,784 (115,585,373百万円)	907,436 (101,360,601百万円)	854,429 (95,439,719百万円)	904,849 (101,071,633百万円)	803,931 (89,799,093百万円)
自己資本比率(%)	2.94%	3.82%	4.62%	4.74%	5.40%
一株当たり純資産額 (スイス・フラン)	690.6 (77,140円)	788.8 (88,109円)	9.0 (1,005円)	9.7 (1,083円)	9.9 (1,106円)
一株当たり配当額 (スイス・フラン)(注2)	0.23 (26円)	0.23 (26円)	0.00 (0円) (注3)	0.00 (0円) (注4)	0.00 (0円) (注5)
一株当たり当期利益 ／(損失)－基本 (スイス・フラン)(注6)	27.96 (3,123円)	23.66 (2,643円)	0.45 (50円)	0.30 (34円)	(0.77) ((86)円)
配当性向(%)	0.8	1.0	0.0	0.0	0.0
従業員総数(注7)	23,100	23,200	21,500	20,400	20,800

(注1) 株式数の増加は、2013年11月19日に実施された一株当たり価格を100スイス・フランから1スイス・フランにする株式分割を反映している。

(注2) 小数点第2位で四捨五入されている。

- (注3) 2014年5月9日に開催されたクレディ・スイス銀行の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注4) 2015年4月24日に開催されたクレディ・スイス銀行の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。また、クレディ・スイス銀行は、当グループに対し70百万スイス・フランの現物配当を分配した。当該現物配当は、クレジットカード及びチャージカード発行事業を、当グループがかなりの株式持分を保有している事業体であるスイスカードAECS GmbHへと譲渡したことに関連する金融資産及び負債で構成されていた。2015年4月24日に開催された年次株主総会において、当該現物配当が承認された。
- (注5) 2016年4月29日に開催された年次株主総会において、最大10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注6) 四捨五入された数値に基づき計算されている。株主に帰属する当期純利益／（損失）を発行済普通株式数の平均で除した数値。発行済普通株式数の平均とは、発行済株式数の期首残高及び期末残高の合計を2で除した数値である。
- (注7) クレディ・スイス銀行及びその支店の従業員を含む。クレディ・スイス銀行の子会社の従業員は含まれない。クレディ・スイス銀行の従業員数は、当グループの従業員数と大きく異ならない。